

2020 年度事業計画

■事業の方針

当法人定款第 5 条に定める 5 つの事業を実施するとともに、(1)～(3)ならびに(5)の事業については、下記に記載する拡充事業に注力することで、不登校状態にある児童生徒の自主・自立の支援ならびに、発達障害の子ども支援および、かれらの保護者支援を包摂的に行う。

注力する新規または拡充事業は、次の通り。

- (1) **新規**新型コロナウイルス感染症対策として、フリースクール・高校ステーション利用者に向けて、オンラインやアウトリーチによる学び及び居場所支援を行う。また、専門家の助言を受けながら、同感染症の対策を行い、スクールの運営や開・閉校を判断する。
- (1) **新規**従来の体験学習プログラムの見直し及び深化・発展を目指すため、ユネスコに加盟申請し、ユネスコスクールのネットワークに参加する。
- (2) **拡充**義務教育後の若者支援事業を継続し、地域住民・地域社会向けのコミュニティ喫茶や公開講座に取り組む。本事業については、寄付等で賄う。
- (2) **新規**広く地域に向けた学習支援を行う（放課後クラブの新たな取り組み）
- (3) **拡充**フリースクール設立 20 周年記念事業として、フリースクール ForLife の実践を中心とした内容をまとめ、書籍として刊行し、出版披露の会を開催する。本事業については、20 周年記念寄付の財源を充当する。
- (5) **拡充**神戸市が、設置する協働と参画のプラットフォームで行われる、神戸ソーシャルセミナー（多様なセクターが共創し社会課題を解決する場）に、当法人の職員を出向させ、持続可能な開発目標（SDGs）をテーマとした、同企画のコーディネイト業務を行う。尚、本事業は神戸市からの委託事業であり、特定非営利活動法人しゃらく・認定特定非営利活動法人サービスグラントと、共同企業体を結成し、三社共同で神戸市と受託契約する。

(1) 青少年が主体となって総合的に学び、育ちあうフリースクールの運営

不登校状態の小・中・高校生(20 歳以下の子どもを含む)に対し、以下の形で体験型学習の機会を提供し、利用者の自己肯定感を高めるための支援を行う。

- ・小・中学生に対し、週 2 日教科プリント学習、読書、WEB ツール等を使用して基礎学習の支援を行うとともに、個に応じた学びのサポートをする。
- ・三田市里山工房をはじめとする地域資源を活用し、利用者が身体及び五感を使うことのできる体験活動を提供する。また、総合学習等（運動・音楽・芸術・調理ほか）の活動

を月単位で企画・実施する。この他、地域住民や団体等と協働し、利用者が地域で職業体験や社会貢献活動などができる機会を設ける。尚、これらの一部企画については、有識者で構成する運営委員会にて、より効果的な活動を企画し、実施過程について評価・検証する。

- ・関西圏の各種民間スクールと合同でスポーツや音楽等を通じた交流をする。
- ・スクールの年中行事として、野外活動、旅行行事、文化祭を行う。内容については利用者が主体となって企画・実施できるようにする。

新型コロナウイルス対策として、フリースクール・高校ステーション利用者に向けて、以下の形でオンラインによる支援を行う

- ・フリースクール・高校ステーションの休校期間中、週に2日、ZOOMを利用したオンラインスクールを開き、学習コンテンツの発信や、利用者とスタッフ間又は利用者同士がコミュニケーションを取ることが出来る機会を設ける。
- ・オンラインスクールの他、希望者には定期的に個別ZOOMや電話でサポートをする。
- ・休校期間中、ブログやSNSを利用し、学習コンテンツを発信する。
- ・ワークキット等、自宅で取り組める学習コンテンツを利用者に郵送するなど、学習の機会を提供する。

(2) 青少年等への学習およびコミュニケーション支援

不登校の児童・生徒の基礎学習支援として以下の取り組みを行う。

- ・毎週火曜日の午前と木曜日の午後に、利用者の所属する通信制高校（兵庫県立青雲高校）のレポート学習支援を行うとともに、個に応じた進路のサポートをする。
- ・義務教育後の若者（通信制高校所属者ほか）が運営するコミュニティ喫茶を実施し、地域住民と義務教育後の若者の交流を促進し、若者の地域参画を支援する。

小学生(発達障害の子どもを含む)の支援として以下の取り組みを行う。その際、発達障害の子どもの学習支援については垂水区社会福祉協議会との協働で事業を実施する。

- ・毎週火・木曜日の夕方に、『放課後クラブ/くればす』において、利用者の子どもが学校の課題や自主的に設定した基礎学習を学ぶことができる学習スペースを継続して開設する。

(3) 青少年およびその周辺の人々に対する生涯学習の機会と場の提供

不登校や発達障害をはじめ、青少年教育の諸問題について、以下の取り組みを行う。

- ・関西の民間スクールが合同で実施する勉強会、ワークグループ、運営会議等に参画し、教育に関する諸問題を学ぶ場を年に数回設ける。
- ・スクール卒業生等が主体となって参加できる企画(模擬店や彼らの専門性を活かしたプログラムなど)を設け、企画の運営を通じて彼らのフォローアップを行う。

(4) 教育や不登校、子育ての悩みなどについての相談および支援・情報提供活動

不登校等教育に関する相談及び支援を行うため、以下の取り組みを行う。

- ・毎月第3土曜日に、親の会たんぼぼと協働し、不登校親の会を開催する。また、隔月第1土曜日に、こうべLDの会と協働し、発達障害親の会を開催する。
- ・平日に、電話・メールによる相談支援を行う。また希望者には対面での相談支援や情報提供を行う。
- ・フリースクール全国ネットワーク、ふりー！すくーりんぐ、兵庫教育大学ボランティア支援室等と連携し、団体情報を発信し、不登校や教育に関する情報交換に取り組む。
- ・年3回程度、不登校や発達障害に関する講演会もしくは研修会を企画実施する。
- ・年4回、団体機関紙『ゆう通信』を発行し、NPO会員、支援会員、その他関係各所へ送付し、情報提供を行う。
- ・現在管理運営中のWEBサイト(団体公式サイト、ブログ、SNS、YouTube他)を通じて、情報の発信を行う。
- ・大学生を対象としたインターンシッププログラムを用意し、近隣大学などの依頼があれば、内容を検討し、可能な限り随時受け入れを行う。
- ・地域のボランティア（主に学習支援）を募集し、子どもに適切な文化教養を提供することができるような環境設定と、こどもへの理解を養うプログラムを行う。

(5) その他の事業

法人の定款第3条の達成に必要な事業および(1)～(4)に附帯する事業として以下の事に取り組む。

- ・教育行政との連携会議などに積極的に参加し、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法」についての学習を通して、子ども・家庭への支援配慮を行う。
- ・関係団体と連携し、スクール利用者の権利(小・中学生の出席認定、高校生を含む通学定期券の発行)を認めてもらえるよう、行政窓口等へ働きかける。
- ・青少年や発達障害の子ども支援やNPOの運営改善に関わる助成金の申請書を、常勤職員1人当たり1事業を目安に作成し、申請する。
- ・団体職員、非常勤職員(ボランティア含む)の資質向上のため、内閣府や県青少年本部、NPO法人フリースクール全国ネットワーク、日本LD学会等が主催する研修会等に参加する。
- ・兵庫県立青雲高等学校評議員に参加し、通信制課程で学ぶ高校生の支援を行う。
- ・兵庫県垂水警察署警察協議会に参加し、地域の防犯、青少年の安全・安全に貢献する。
- ・フリースクール全国ネットワークの企画や情報交換の場に参画し、全国的な不登校問題の環境改善に貢献するほか、登校拒否・不登校を考える全国ネットワークとの連携により全国的な親の会の情報や課題等を共有する。
- ・大学の授業や各種団体が企画する講座、垂水区区民まちづくり会議、垂水区社会福祉協議会協働コーディネート事業、NPO協働事業へ職員を派遣し、法人が蓄積してきたノウハウを地域社会へ還元するとともに、他団体と協働し、2030SDGsを活用した、持続可能な開発目標を学び体験する講座などを実施する。

- ・フリースクール設立 20 周年記念事業として、書籍出版および祝賀会を企画・実施する。
- ・当法人の運営にかかわる機能を見直し、主に運営に資する理事会の開催の頻度を上げる。